

(行政報告)

のりあい交通の運行業務の契約延長について

生活経済部

市では、高齢者など交通弱者の方々の日常生活における移動手段を確保し、交通利便性の向上を図るため、平成26年10月からオンデマンド型公共交通サービスである「のりあい交通」を運行しております。

この「のりあい交通」は、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用していることから、同補助金の交付要綱の規定により、市民や交通事業者などで構成される白岡市地域公共交通確保維持改善協議会を組織し、同協議会が、運行主体となって、市内のタクシー事業者である昭和タクシー有限会社と運行業務契約を締結し、実施しているところでございます。

現行の契約期間は、令和5年9月末までとなっておりますが、同協議会では、現在策定中の白岡市地域公共交通計画における「のりあい交通」の施策内容を新たな運行業務契約へ反映させていくために、現行の契約期間を1年間延長することといたしました。

なお、白岡市地域公共交通計画につきましては、市民にとって望ましい、持続可能な公共交通を実現していくための重要な計画でありますことから、策定状況等につきまして、随時、報告してまいりたいと存じます。